解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年一月八日青森県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月七日

青森県五所川原市字岩木町一二番地

五所川原市土地開発公社

代表清算人　三上　裕行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月七日

茨城県水戸市千波町六二七番地四三

財団法人茨城郷土部隊史料保存会

清算人　鶴見　和滿

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月七日

群馬県前橋市大手町一丁目一番一号

財団法人群馬県藤楓協会

代表清算人　片野　清明

解散公告（第三回）

当社は、平成十六年九月十六日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月七日

富山県高岡市戸出栄町四三番地六

株式会社中村彫金所

清算人　髙田　和喜

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月七日

京都市南区吉祥院西定成町三五番地

社団法人京都府肢体障害者協会

代表清算人　岸　喜代至

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月七日

島根県出雲市塩冶神前二丁目七番一〇号

社団法人島根地域医療支援機構

代表清算人　三島　眞治

配当公告

神奈川県藤沢市善行団地一番一一―二〇一号

破産者　株式会社エー・アイ

（旧商号　朝日インベストメント株式会社）

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十四年（フ）第一四七七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金二五二、〇〇〇円

一般債権　金七五、二九一、五六二円

一、配当することのできる金額

優先債権　金二五二、〇〇〇円

一般債権　金七五、二九一、五六二円

平成二十六年二月七日

横浜市中区不老町一丁目一番地五横浜東芝ビル四階　破産管財人弁護士　橘川　真二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡六一番地、最後の住所栃木県那須烏山市鴻野山一五七番地二〇四　被相続人　亡　檜原　栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月七日

栃木県宇都宮市元今泉二丁目三二番一七号

相続財産管理人　吉野　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保二〇八〇番地、最後の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保二一一番地五

被相続人　亡　秋山　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月七日

群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号大手町ビル二〇二

相続財産管理人　弁護士　長谷川亮輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市常盤町五二番地、最後の住所群馬県高崎市常盤町四一番地一六

被相続人　亡　桔梗　フジ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月七日

群馬県高崎市金古町一二二一

相続財産管理人　弁護士　板橋　俊幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲斐市龍地六六二九番地、最後の住所山梨県甲府市山宮町五〇一四番地六

被相続人　亡　飯島　喜おき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月七日

山梨県甲府市丸の内二丁目三四番八号第二メグロ会館三―A後藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　光利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡身延町下部九六五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中野　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月七日

山梨県甲府市丸の内二丁目三四番八号第二メグロ会館三―A後藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　光利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市中藪二丁目二六八番地、最後の住所滋賀県彦根市中藪二丁目五番五六号

被相続人　亡　竹中　英太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月七日

事務所滋賀県東近江市佐野町四〇三番地六

相続財産管理人　岡田　史枝

第11期決算公告

平成26年2月7日　東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター

東京2ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（平成25年9月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	17,329,284	流動負債	534,558
有形固定資産	17,329,284	固定負債	16,821,022
特定資産合計	17,329,284	負債合計	17,355,580
その他の資産	597,119	社員資本	570,822
流動資産	302,640	特定資本金	100,100
固定資産	165,073	剰余金	470,722
繰延資産	129,404	当期未処分利益	470,722
その他の資産合計	597,119	純資産合計	570,822
合計	17,926,403	合計	17,926,403

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨（自　平成25年4月1日　至　平成25年9月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,022,330
営業費用	554,897
営業利益	467,433
営業外収益	3,627
営業外費用	12
経常利益	471,047
税引前当期純利益	471,047
法人税、住民税及び事業税	326
当期純利益	470,721
前期繰越利益	1
当期未処分利益	470,722